

奈良・平城宮・京跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町・二条大路南一丁目・法華寺町
 - 2 調査期間 平城宮朱雀門東地区 一九八七年(昭62)六月～七月、平城京左京三条二坊 一九八七年四月～一九八八年三月、同左京二条二坊十四坪 一九八八年二月～四月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 町田 章
 - 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡・都城跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 一 朱雀門東地区(第一五七次補足調査)
- 調査地は、いわゆる第一次朝堂院と第二次朝堂院の間を南流する南北溝SD三七一五と宮南面大垣との交叉点である。検出した主な遺構は、SD三七一五・南面大垣及び南北堀一条である。
- SD三七一五は、a・b・cの三期に区分でき、木簡が出土したa期の溝は幅約3m、検出面からの深さ約1・8mである。南面大垣と交叉する場所は開渠となることが判明した。木簡の出土点数は三六點(うち削屑二三點)である。

二 左京三条二坊(第一八四・一八六次調査)

デパートの建設に先立つ調査で、左京三条二坊の一・二・七・八坪の約四万㎡を対象として、一九八六年九月から発掘を開始し、現在も継続中である。一九八八年三月までに確認した遺構は、掘立柱建物一七棟以上・掘立柱堀四〇条以上・井戸二四基・溝三五条以上と多数にのぼり、これらは大きくA～Dの四期に区分できる。

A期は奈良時代初期から前期にあたり、四つの坪を一体として利用している。四つの坪の中央やや南にあるSB二一〇が正殿と考えられ、建物規模が桁行七間、梁行五間で南北に底のつく掘立柱建物である。これを取り囲むようにいくつかの建物が配置され、その外側を掘立柱堀がめぐる。

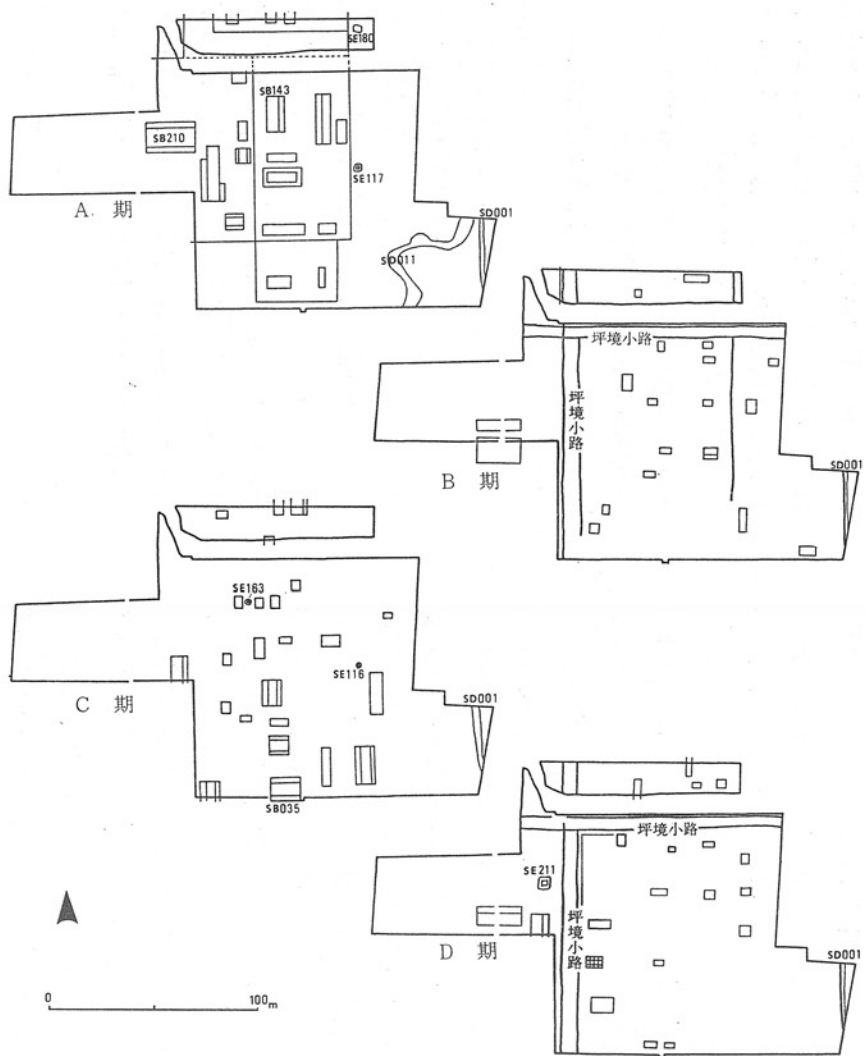
B期は奈良時代中期にあたり、各坪の間に坪境小路が作られ、一坪以下の宅地に細分される。

C期は奈良時代後期で、坪境小路がとりはられ、再び四坪規模の敷地となる。この時期は区画の堀がみられない。中心建物は調査区の西南方にあつたのではないかと推定している。

D期は奈良時代末から平安時代初期にあたり、再び坪境小路をつくり、一坪以下の敷地となる。

木簡が出土した遺構とそれぞれの出土点数は次の通りである。

南北溝SD〇〇一から一一一点(うち削屑八點)、蛇行溝SD〇一から一点、掘立柱建物SB〇三五から一点(以上第一七八次、井



左京三条二坊遺構変遷略図

戸SE一一六から一点、井戸SE一一七から一点(削屑九点)、掘立柱建物SB一四三から二点(削屑二点)、井戸SE一六三から一点(削屑一点)(以上第一八四次)、井戸SE一八〇から二二八点(削屑一〇八点)、井戸SE二二一から一点(以上第一八六次)の合計三五七点(削屑二二八点)である。

このうち本誌九号に第一七八次調査の成果を報告したので、それ以外の遺構について略述する。

SE一一六とSE一一七は調査区中央東寄りで検出した井戸である。SE一一六は奈良時代末に廃絶した縦板組み横棧止めの方形井戸で、その埋土から木簡が出土した。SE一一七はA期に属し、内法一辺一一〇cmの横板を井げたに組んだ方形井戸で、この埋土および抜取穴から木簡が出土した。

SB一四三は正殿と考えられる建物SB二一〇の東の区画にある六間×三間の東庇つきの掘立柱建物で、A期に属する。この建物の南側柱の抜取穴から木簡が出土した。

SE一六三は正殿とSB一四三の間に位置する円形の井戸で、下段は曲物を積み重ね、上段は縦板組みにしている。奈良時代末に廃絶したが、木簡はその埋土から出土した。

SE一八〇は調査区の東北辺で検出した井戸で、井戸枠がすべて抜き取られており、現状では南北一・九m、東西二・三m、深さ二mの土坑である。この埋土は層位をなしており、同一層からまとま

って木簡が出土した。木簡の年紀はいずれも養老元年(霊龜三年)であり、この後ほどなく埋められたのであろう。伴出した土器の年代もこれと矛盾しない。

SE二二一は正殿と重複して検出された方形の井戸で、一辺五mの大きな掘形の中に、内法一三五cmの横板組みの井戸枠が三段残存していた。木簡はこの埋土から土器・瓦・斎串・銅銭(和同・万年・神功)などと共に出土した。土器の年代は平安時代初期である。

三 左京二条二坊十四坪(第一八九次調査)

店舗建設に伴う事前調査として実施した。調査区は坪の南端部にあたり、面積は約一四〇〇㎡である。奈良時代・平安時代の遺構は掘立柱建物三棟・掘立柱塀一二条・井戸一基などである。

木簡は井戸SE四〇から出土した。SE四〇は直径二・四m、深さ二・八mの縦板組みの円形井戸で、その埋土から斎串や平安初期の土器などとともに一点の木簡が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 朱雀門東地区

南北溝SD三七一五

(1) 「中等

(35)×10×3 019

調査地はいわゆる第二次朝堂院の南で、式部省推定地とあい対する場所にあたり、以前の調査ではこの近辺から「兵部」「兵厨」等

の墨書土器が出土しており、兵部省に近接している可能性が高い。
この木簡も官人の考課に関わるものとすれば、兵部省から流れてきたものか。

二 左京三条二坊

南北棟建物SB一四三柱抜取穴

(1) 従八位下小長谷連□

091

井戸SE一八〇

(2) 〔若〕〔漆カ〕 ・□翁帳内□大□土師梗万呂秦望万呂大伴廣万呂

|| 少野稻□□

・「口飯斗老朝受則廣万呂養老元年十二月廿二日 ||

|| 大颺

351×23×4 011 *

(3) 〔侍少子〕 子老 宇甘 酒達 国嶋 久比 石見 石末 呂 弟上 宮足 君末 呂 廣国 多比 □□ 豊 □□ 右

・「十四口飯二斗八升受石見六廿月七日

207×21×5 011 *

(4) 帳内一人二□

091

(5) 〔長屋皇〕〔宮カ〕 ・「長屋皇□俵一石春人夫」

・「羽咋直嶋

175×25×6 051

(6) 〔長カ〕〔皇カ〕 ・□屋□宮俵一石春人夫

・「羽咋直嶋

182×21×5 051

(7) 〔屋カ〕 ・「>長□皇宮一石□□

・「>羽咋直嶋□□□□

160×18×6 033

(8) 〔犬六頭新飯六升瘡男〕

・「六月一日麻呂

165×23×5 011 *

(9) 〔此取人者逃女成〕

140×19×3 011 *

(10) 〔西店六合五夕〕

70×13×1 011 *

(11) 西宮

091

(12) 〔>武蔵国□□郡宅□駅菱子一斗五升〕

・「>靈龜三年十月

178×21×5 032

(13) 〔>鹿千矢〕

115×14×4 032

(14) 「 $\angle$ 犬上郡田良郷」

143×19×3 033

(15) ・ $\angle$ 犬上郡瓦原郷川背舎 $\square$ 」

〔人カ〕

・ $\angle$ 乙米五斗

(117)×19×3 033

(16) ・「 $\angle$ 蒲生 $\square$ 薩 $\square$ 郷民使弓 $\square$ 」

〔郡カ〕

・「 $\angle$ 一俵 $\square$ $\square$ 」

146×18×3 033

(17) × $\square$ $\square$ $\square$ $\angle$

×亀三年九月」

(149)×26×3 039

(18) 伊豆国賀茂郡賀茂郷川合里伊福部別調荒堅魚 $\parallel$ $\parallel$ 十一斤十×

(296)×28×2 019 *

SE一八〇出土の木簡は一括資料と考えられ、養老元年頃のもの
とすると、遺構変遷のA期にあたり、四坪を一体として利用してい
た時期のものである。(5)~(7)の三点は米に付けられた荷札であり、
「長屋皇宮」と明記されているから、A期の大規模な宅地の主が長
屋王であったと推定できる。長屋王が「長屋皇」と表記された点や、
(2)・(4)にあるように資人ではなく「帳内」がいたこと等、いくつ
かの問題点を含んでいるものの、個人名が特定できる貴族の邸宅内の
木簡が出土したことは大きな意義がある。(14)~(16)のように近江国か

らの荷札がまとまっていること、そしてその表記法が通常の荷札木
簡のように「国郡郷里・姓名・税目・品目・数量」といった整った
ものではなく、省略した書き方をしていることなどから考えると、
あるいは近江国に長屋王の封戸・庄などの類があつて、そこから差
し出された税の荷札とも考えられる。調査は継続中であり、その後
さらに大量の木簡が出土しており、併せて検討を加える必要がある。

三 左京二条二坊十四坪

井戸SE四〇

(1) 「 $\angle$ 海藻根 $\angle$ 」

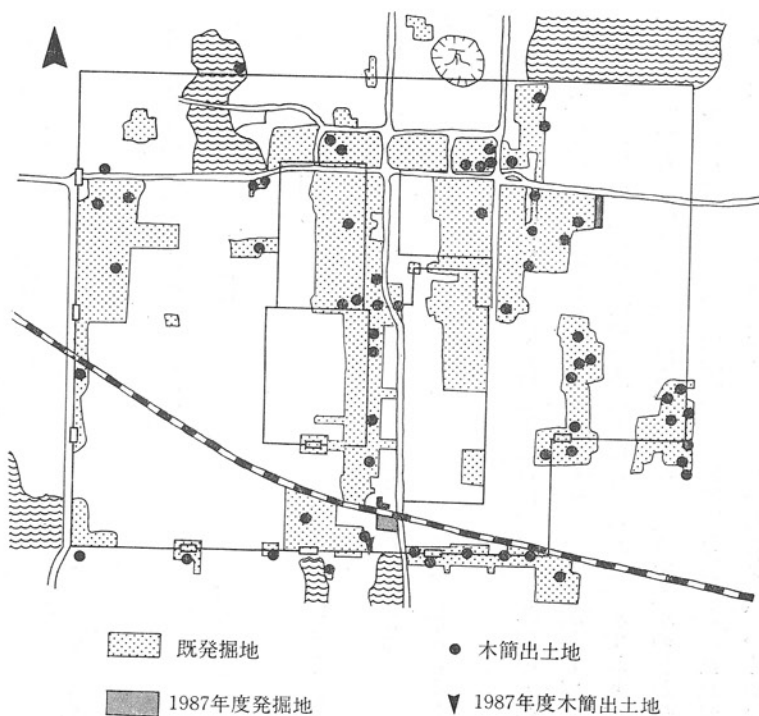
69×17×2 031

9 関係文献

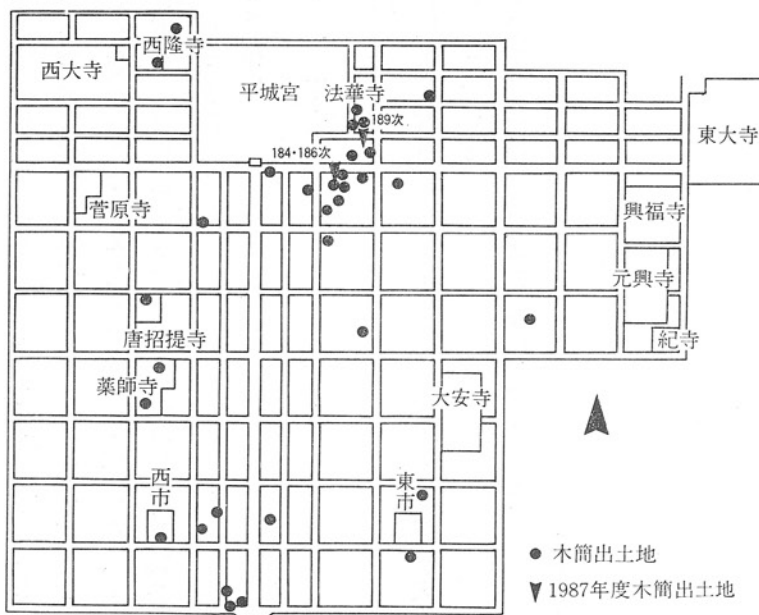
奈良国立文化財研究所『昭和六二年度平城宮跡発掘調査部発掘調
査概報』(二九八八年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報(中)』(一九八八年)

(寺崎保広)



平城宮木簡出土地点図



平城京木簡出土地点図